

新行財政改革実行プラン

平成20年2月 福 井 県

目次

策定の趣旨	1
定員管理の適正化	4
質の高い政策の実現	6
給与の適正化	8
民間委託等の推進	9
出先機関の見直し	11
外郭団体等の見直し	16
市町への権限移譲	18
財務管理の適正化	20
財政指標の目標と財政収支見直し	27

策定の趣旨

1 これまでの行財政改革の実績

平成16年2月に策定した「福井県行財政構造改革プログラム」(推進期間:平成15年度から18年度)については、職員数の削減や外郭団体等の統廃合などの目標を1年前倒しで達成しました。

これを踏まえて、平成18年3月に新たな数値目標とそれを実現するための改革手法を記載した「行財政改革実行プラン」(推進期間:平成17年度から21年度)を策定し、職員数のさらなる削減、出先機関の再編、財務管理の適正化などを進めてきました。

2 新たな行財政改革の必要性

このように厳しい行財政改革を進めてきましたが、国・地方を通じた歳出抑制に伴う地方交付税の削減等の影響もあり、本県の財政状況は平成18年度末で約7,800億円の多額の県債残高を抱えるとともに、収支不足を補うために基金を取り崩さざるを得ない厳しい状況が続いています。さらに今後、公債費、社会保障関係経費といった義務的経費の伸びが見込まれることから、一層厳しい財政状況となることが予想されます。

一方、本県の将来の発展につながる高速交通網などの社会基盤整備や健康長寿を支えるための福祉・医療の充実、未来を託す子どもたちの教育など、「福井新元気宣言」の実現に向けた新たな行政需要に対応するため、これまでも増して、強固な行財政基盤を確立していくことが必要となっています。

また、国が定めた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)において、国・地方を通じた財政健全化の方針が示されるとともに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定(平成19年6月22日一部施行)され、健全化判断比率の公表が義務づけられるなど、県の行財政を取り巻く環境が大きく変化しつつあります。

さらに、「地方分権改革推進法」(平成19年4月1日施行)に基づく「新地方分権一括法」の制定に向け、国と地方の役割分担の見直しが進められる中で、地方公共団体は自らの判断と責任において行政を運営することが一層求められています。

このようなことから、「行財政改革実行プラン」の達成状況を踏まえつつ、さらなる行財政改革を進めていくこととします。

3 行財政改革の基本的な考え方

(1) 持続可能な財政基盤の確立

成果主義に基づく事務事業の見直し、公債費など将来の財政負担を見据えた歳出の抑制、県税収入等の確保を図ることなどにより、新たな行政需要に対応でき、将来に向けて健全な財政運営を維持していくことが可能な財政基盤を確立します。

(2) スリムな組織による質の高い政策の実現

予算や職員など限られた行政経営資源を最大限に活用するため、職員数の適正な管理、アウトソーシング等を推進するとともに、政策推進マネジメントシステムの改定などにより、質の高い政策を目指します。

(3) 「福井新元気宣言」の財源確保

「福井新元気宣言」では、「元気な社会」、「元気な産業」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンと、これを実現する10の政策を掲げています。

厳しい財政状況の中でさらなる行財政改革を実行することにより、これら10の政策の実現を中心として県民生活の質の向上を図るため、政策推進枠予算を設け、このための財源として平成22年度までに150億円を確保します。

4 新行財政改革実行プランの推進期間

「福井新元気宣言」の期間も踏まえ、平成19年度から平成22年度までの4年間とします。

新プランでは、新たに推進する項目や拡充する項目を中心に記載しています。

平成16年2月に策定した「福井県行財政構造改革プログラム」に掲げた項目については、既に実施済みのものを除き、引き続き推進していきます。

定員管理の適正化

職員数の適正な管理

- 平成17年4月から23年4月までの6年間は、新たな行政需要に適切に対応しつつ、一般行政部門の職員数について10.0%、県全体の職員数について5.0%の削減を目指す
- 団塊の世代の退職に当たっては、退職者の再任用を活用するとともに、民間企業等の職務経験者の採用により、多様な人材の確保や職員の年齢構成の適正化を推進
- 技能労務職について、業務、定数、給与等を含めたあり方を検討

◆ 一般行政部門の職員数について

教育や警察等を除く一般行政部門は、平成19年4月1日現在、3,121人で実質的に全国最少の水準となっており、今後も効率的な組織体制を維持していきます。

◆ 職員数の削減率について

- ・ 「行財政改革実行プラン」では、平成17年4月から22年4月までの5年間で、一般行政部門の職員数5.7%、県全体の職員数4.6%の削減を目標としてきました。
- ・ 新プランにおいては削減目標を上積みし、平成17年4月から23年4月までの6年間で、一般行政部門の職員数を10.0%、県全体の職員数を5.0%削減することを目指します。
- ・ なお、一般行政部門以外の教育、警察、病院部門などの職員定数については、その大部分が国の法令等により配置基準が決定されることに、留意が必要です。

	H17.4	H19.4	H17.4~H19.4		⇒	H23.4	H17.4~H23.4	
			削減数	削減率			削減数	削減率
一般行政部門の職員数	3,229人	3,121人	△108人	△3.3%		2,905人	△324人	△10.0%
県全体の職員数	14,416人	14,114人	△302人	△2.1%		13,696人	△720人	△5.0%

質の高い政策の実現

質の高い政策を実現するための方策

- 専門家の知識や、独自統計・マーケティング調査によるデータ分析を取り入れた政策形成、部局連携に基づくスピーディーな政策の実行を「先進政策モデル」として具体化するなど、「政策推進マネジメントシステム」を改定
- 各部各課、本庁と出先機関、上司と部下、民と官など相互に力を合わせて総合力を発揮
- 自治研修所の研修に民間ノウハウを導入し、従来の手法にとらわれない人材の育成を推進
- 幅広い分野で活躍できる職員を育成するため、職種間の人事交流の拡大や職員の資質・意欲を高めるための方策を実施
- 業務過程改善(BPR)運動の充実など、職員の創意工夫を引き出すための制度の充実
- 新たな人事評価制度の導入により職員を適切に評価し、能力本位の人材登用を推進

◆ 「政策推進マネジメントシステム」について

- ・ 政策課題について県内外の有識者・専門家等から意見・提案を聞く「政策会議」、職員の自由な発想を活用する「職員政策フォーラム」などを実施

◆ 総合力の発揮について

- ・ 所管にとらわれず県全体で課題に対応するため、部局をまたがる課題解決プロジェクトチームの活用、本庁と出先機関・関係団体との定期協議の開催等による相互連携の強化、課内でのディスカッションタイムの実施、ボランティアや地域活動への職員の積極的参加などを推進

◆ 従来の手法にとらわれない人材の育成について

- ・ 産業分野や福祉分野などの専門分野別に、視野を広げ知識を深める特別研修コース(ミニ大学)の設置
- ・ 職員の意識改革を図るため大手企業ビジネスマンを講師とした研修の実施

◆ 職員の資質・意欲の向上について

- ・ 職務に関係する資格取得や語学力の向上を推奨
- ・ 部長や課長等による新たな表彰制度の創設

◆ 業務過程改善(BPR)運動の充実について

- ・ グループ単位の改善に加え、全庁的な業務の改善を目指した運動の展開

◆ 新たな人事評価制度の導入について

- ・ 新たな人事評価制度の導入により、職員の業績や業務に対する行動姿勢について基準を明確にした上で適切に評価し、評価結果を人事・給与に反映

給与の適正化

給与構造改革

- 給料表の水準について、平成18年度からおおむね5年間で平均4.8%引下げ
- 新たな人事評価制度の導入により、職責や勤務実績に応じた給与制度へ転換
- 特殊勤務手当をはじめとする諸手当の見直し

◆ 新たな人事評価制度の給与への反映について

新たな人事評価制度を平成19年10月から管理職員へ導入しており、その評価結果を20年6月から勤勉手当に、21年1月から昇給に反映します。また、一般職員についても、新たな人事評価制度を試行しています。

◆ 特殊勤務手当の見直しについて

社会情勢や業務内容の変化を踏まえ、月額手当の日額化(県税事務手当等14手当)、支給額の引下げ(研修機関教務手当等6手当)、手当の廃止・統合(除雪作業手当等5手当)などを平成20年4月から実施します。

民間委託等の推進

アウトソーシングの推進

- 県民サービスの向上を図るため、民間のノウハウや技術等を活用したアウトソーシング（外部委託）を一層推進

◆ これまでのアウトソーシングの実績と今後の見込み

H17年度～H18年度の実績	H19年度～H22年度の見込み
「ふくい南青山291」管理運営業務等31人分の業務	新規に、庶務業務等70人分の業務をアウトソーシング

◆ アウトソーシングを検討する主な業務

職員研修業務(自治研修所)、汎用機システム管理業務(情報政策課)、結核定期健康診断業務(健康福祉センター)などについて検討します。

- ◆ アウトソーシングの実施に当たっては、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年7月7日施行)の趣旨を踏まえ、業務の包括的な委託や民間有識者による事業者選定などを実施し、より良質かつ安価な公共サービスの実現を目指します。

公共施設の管理運営の民営化の検討

- 既に指定管理者制度に移行した施設の状況を見極めながら、県が直営している施設について、管理運営の民営化を検討

◆ これまでの公共施設への指定管理者制度の導入実績

H17年度	・「福井港九頭竜川ポートパーク」について、指定管理者制度を導入（H17.4）
H18年度	・管理委託している「ふくい健康の森」等31の施設について、指定管理者制度へ移行（H18.4）
H19年度	・「福井県県民ホール」について、指定管理者制度を導入（H19.4） ・「福井駅西口地下駐車場」について、指定管理者制度を導入（H19.10）

※ 「福井県子ども家族館」について指定管理者制度を導入予定（H20.8 指定管理者：おおい町）

出先機関の見直し

出先機関の再編

- 健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所
 - ・ 平成20年4月に組織再編を行い、福井、坂井、奥越、丹南、二州および若狭の6区域に1か所ずつ配置
 - ・ 奥越区域の土木事務所、丹南区域の健康福祉センター、農林総合事務所、土木事務所に分庁舎を設置
- 県税事務所
 - ・ 平成20年10月に福井県税事務所、嶺南振興局(若狭税務部)に課税および納税部門を集約
- その他の出先機関
 - ・ その他の出先機関について、組織体制のあり方等を引き続き検討

警察の組織再編

○ 警察署

- ・ 平成20年4月に丹生警察署を鯖江警察署に、今立警察署を越前警察署に再編し、それぞれに分庁舎を設置
- ・ 治安情勢等に対応した警察署の再編を引き続き検討

◆ 出先機関等の配置状況(再編後)

区域	市町	県税事務所	健康福祉センター	農林総合事務所	土木事務所	警察署
坂井	あわら市	△	○	○	○	○
	坂井市		○			○ ※1)
福井	福井市	○	○	○	○	○ ○ ※2)
	永平寺町		○			
奥越	大野市	△	○	○	○	○
	勝山市		○		△	○
丹南	鯖江市	△	○	○	○	○
	越前市		△			○ △ ※3)
	池田町					
	南越前町					
	越前町		△			△
二州	敦賀市	△	○	△	○	○
	美浜町					
	若狭町					
若狭	小浜市	○	○	○	○	○
	高浜町					
	おおい町					
配置数	2 分庁舎4	6 分庁舎1	5 分庁舎2	6 分庁舎2	12 分庁舎2	

(注) ○は、出先機関等の配置を示す。△は、分庁舎の配置を示す。

※1は、坂井および坂井西警察署、※2は、福井および福井南警察署、※3の○は、越前警察署、△は、今立分庁舎である。

高等学校のあり方の検討

- 「高等学校教育問題協議会」の答申を踏まえ、新しい時代にふさわしい教育環境の整備に向けた高等学校のあり方を検討

◆ 「高等学校教育問題協議会」では、「地域の実情を踏まえ望ましい県立高等学校の規模・配置」などに関し、今後の県立高等学校の目指すべき方向性について検討し、答申することとしています。

公営企業の再編の検討

- 電力自由化の進展による経営環境の変化を踏まえ、電気事業の民間への売却を検討

県立病院の経営の効率化

- 診療報酬の改定や医療人材の不足など厳しい経営環境を踏まえ、平成20年度に「県立病院改革プラン」を策定し、医療の質や患者サービスの向上を図りながら経営の効率化を推進

◆ 「県立病院改革プラン」において検討する項目

- ・ 地域医療のため県立病院の果たすべき役割
- ・ 一般会計負担の考え方
- ・ 財務内容の改善を目的とした経営指標の数値目標の設定（経常収支比率、人件費比率、病床利用率など）
- ・ 数値目標の達成に向けた具体的な改革手法（経営形態の見直し、経費削減・収入増加策など）

外郭団体等の見直し

外郭団体等の効率的な経営

- 管理運営のあり方の見直しと県民サービスの一層の向上を推進
 - ・ 組織および定員の見直し、入札・契約の適正化など県に準じた改革を推進
 - ・ 財務状況・給与等の情報公開などにより管理運営の適正化を推進

公社等の経営改善

- 土地開発公社は、保有土地を集中的に処分し、平成22年度末に解散
- 住宅供給公社は、分譲宅地を完売するよう計画的に販売し、平成22年度末に解散
- 道路公社について、解散を含めあり方を検討
- ふくい農林水産支援センターの林業部門(旧林業公社)について、今後の経営のあり方を検討

◆ 外郭団体等について

県が資本金等の2分の1以上を出資している公益的法人や土地開発公社等の土木三公社など県と密接な関係を有する団体をいい、現在17団体あります。

◆ 土木三公社の現状(平成18年度末現在)

- ・ 土地開発公社の長期保有土地(5年以上) 約8万㎡ 約88億円(台帳価格)
- ・ 住宅供給公社の未分譲宅地 2団地61区画 未造成地 約4万㎡ 約22億円(台帳価格)
- ・ 道路公社の有料道路の営業期間、累積債務(平成19年度末見込み)

河野海岸有料道路	H20年9月まで	約28億円
三方五湖有料道路	期限なし	約18億円
法恩寺山有料道路	H34年9月まで	約13億円

◆ ふくい農林水産支援センターの林業部門(旧林業公社)の現状(平成18年度末現在)

- ・ 管理面積 14,898ha
- ・ 借入金の状況 合計 約487億円

農林漁業金融公庫	約140億円
市中金融機関	約63億円
福井県	約284億円

市町への権限移譲

市町との役割分担と連携強化

- 「新地方分権一括法」の制定に向け検討が進められている、国と地方の役割分担の見直しも踏まえ、県と市町の役割分担を明確にするとともに、連携を強化
- 住民が身近な市町において行政サービスを受けられることができるよう、権限移譲を推進

◆ 「新地方分権一括法」(仮称)について

地方分権改革に関する施策の推進を図るため、政府は平成21年度中を目途に「地方分権改革推進計画」を策定し、これに基づき改正が必要な個別法を一括して見直すこととしています。

◆ 市町への権限移譲の状況(平成19年度までに全市町へ移譲している20事務を除く)(平成20年4月1日現在)

番号	事務名	福井市	敦賀市	小浜市	大野市	勝山市	鯖江市	あわら市	越前市	坂井市	永平寺町	池田町	南越前町	越前町	美浜町	高浜町	おおい町	若狭町
1	新たに生じた土地の確認の届出の受理等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	字の名称および区域の変更等の届出の受理等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	身体障害者相談員の決定等に関する事務						○		○									
4	知的障害者相談員の決定等に関する事務						○		○									
5	戦傷病者に対する補装具の支給および修理	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
6	母子寡婦福祉資金の貸付申請の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
7	墓地、納骨堂などの経営の許可等に関する事務	○					○											○
8	浄化槽の設置等の届出、保守点検等に関する事務															○		○
9	専用水道等に関する事務						○											
10	不在者投票における障害程度の証明書交付申請書の受付	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
11	福祉のまちづくり条例に基づく審査・指導・助言	○																
12	土壌汚染状況調査の報告の受理等に関する事務	○					○				-	-	-	-	-	-	-	-
13	騒音に規制する地域の指定に関する事務	○			○		○											○
14	振動を規制する地域の指定に関する事務	○			○		○											○
15	悪臭を規制する地域の指定に関する事務	○			○		○											○
16	指定猟法禁止区域内での指定猟法による捕獲の許可に関する事務					○		○										
17	販売禁止鳥獣等の販売に係る許可に関する事務	○		○			○		○									
18	農地の開発行為の許可に関する事務						○		○									
19	農地等の権利移動等の許可に関する事務						○		○									
20	農地転用の許可等に関する事務						○		○									
21	土地改良区による土地改良事業計画の変更等の許可事務																	○
22	林地開発行為の許可に関する事務				○													
23	公有水面埋立てに関する許可事務 (市町が管理する漁港区域および同区域に係る海岸保全区域内のものに限る)	○	○	○	-	-	-		-	○	-	-						○
24	住宅改良地区内の建築等の許可等に関する事務	○			○	○												
25	優良宅地・優良住宅の認定に関する事務	○		○	○	○	○				-	-	-	-	-	-	-	-
26	開発行為の許可に関する事務	○		○	○		○		○	○	-	-	-	-	-	-	-	-
27	個人・組合施行土地区画整理事業の許可等に関する事務	○	○									-	-					
28	土地の試掘等の許可	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
29	個人施行者等の土地の立入等の許可等	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
30	土地取引に関する利用目的審査等に関する事務	○		○														
31	遊休土地である旨の通知等に関する事務	○		○														
32	住宅・土地統計調査に係る統計調査員の設定等に関する事務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ○は市町へ移譲している事務。-は当該市町が対象外となっている事務

財務管理の適正化

歳出の合理化および事業の選択と集中

○ 歳出の合理化を推進

- ・ 経常的な経費については、事務事業の見直しを徹底するほか、アウトソーシングなどを活用し抑制
- ・ 投資的経費については、全国と比較して高い水準にあることから、整備水準等を踏まえ、重点化を図りつつ抑制

○ 成果連動型予算の編成

- ・ 毎年度の成果目標を明確にし、達成度によって次年度以降の予算に反映させる「成果連動型予算システム」を実施

◆ 投資的経費(普通建設事業)の状況

(単位：億円)

	普通建設事業	標準財政規模	比率	順位
福井県	1,448	2,255	0.642	2位
全国平均	1,788	5,541	0.323	—

※ 平成18年度普通会計決算統計による

※ 普通建設事業とは、投資的経費のうち災害復旧事業を除いたものです。

施設管理の適正化

- ファシリティ(施設)マネジメントの考え方に基づく施設管理
 - ・ 計画的な修繕による施設管理経費の平準化と施設の長寿命化
 - ・ 施設整備の抑制と現有施設の有効活用(空きスペースの活用)

- 職員公舎の有効活用
 - ・ 民間住宅賃貸による職員公舎整備の抑制と入居状況を踏まえた部局間の相互利用

◆ 施設・設備については建築基準法に基づく点検を実施し、この結果を踏まえ、修繕工事を計画的に実施しています。
橋梁については、平成20年度以降、点検・分析と長寿命化のための修繕計画を作成し、その後必要な補修工事を行います。

※ ファシリティマネジメントとは、「企業、団体等が組織活動のために施設および環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」のことです。

効率的な事務の執行・管理

- 一件審査による公共事業等の見直し
 - ・ これまでの公共投資による整備水準の検証と今後の事業の重点化
 - ・ 道路整備における1.5車線化などローカルルールの適用による適正規模の整備推進
- 契約方法の見直し
 - ・ 一括入札、長期継続契約による経費節減
 - ・ 一括購入物品の範囲拡大
 - ・ パソコンについて、リース期間を延長後、買取り方式へ変更
 - ・ 公用車について、利用実態を踏まえ車両台数を見直し、リース車両を一部導入
- 入札・契約改革
 - ・ 250万円を超える工事については、原則として一般競争入札とするなど、入札・契約の透明性、競争性をさらに高めるための改革を実施
- 情報システムの最適化
 - ・ 機器の容量や保守管理経費を見直し、平成24年度までに3億円を削減
- 行事・イベント開催等の見直し
 - ・ 毎年度開催している行事・イベント等について、参加状況や効果等を踏まえ、ビエンナーレ方式(隔年開催)を検討

新地方公会計制度の導入による財務情報の公開の推進

- 地方財政健全化法に基づき、平成19年度決算から健全化判断比率を公表
- 新地方公会計制度に基づく財務諸表を平成21年度までに整備し、
資産と債務に関する情報開示と適正な管理を一層推進

◆ 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)に基づく健全化判断比率

	福井県 (H18 決算試算)	早期健全化基準	財政再生基準	全国平均 (H18 決算試算)
実質公債費比率	15.6%	25%	35%	14.7%
将来負担比率	220%程度	400%	—	—

- ※ 早期健全化基準…これを下回ると自主的な改善努力による財政健全化が義務付けられます。
- ※ 財政再生基準 …これを下回ると国の関与による再生が義務付けられます。
- ※ 健全化判断比率には、このほか「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」がありますが、福井県は赤字団体ではないので、上記表には記載していません。
- ※ 将来負担比率の全国平均が記載されていませんが、地方財政健全化法は、平成19年度決算から適用されるため、19年度決算から全国平均との比較が可能です。

◆ 総務省の「新地方公会計制度研究会」の報告書に基づき作成する財務諸表には、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4つの書類があります。

今後、これらの財務諸表により、県民に財務情報を分かりやすく開示するとともに、資産・債務管理や予算編成等に活用していきます。

公債費の抑制

- 歳出の見直しにより、新規の県債発行を抑制
- 公共施設の耐用年数の実態を踏まえ、償還期間を30年とする長期債を導入

◆ 現在、県債の発行は、償還期間20年を基本としていますが、公共施設が実際には20年を超えて使用されている実態を踏まえ、償還期間を30年とする県債を一部導入します。

歳入の確保

- 県税収入の確保
 - ・ 納税推進室が中心となり、大口・困難な案件について県税徴収を強化
 - ・ インターネットを活用した公売の実施
 - ・ 企業立地の推進や産業の活性化による税源の涵養

- 受益と負担の適正化
 - ・ 使用料・手数料の見直し

- 納税や料金支払いの利便性の向上
 - ・ 24時間利用可能なコンビニでの県税収納
 - ・ 県立病院診療費のクレジットカードによる収納

- 財産の売却
 - ・ 県有財産のうち、県での利用が見込まれないものについては、可能なものから早期売却

「ふるさと納税」の推進など寄付文化の醸成

- 「ふるさと納税」提唱地である福井県への寄付の促進を図るため、福井県の情報を全国に発信
- インターネットの活用など、寄付しやすい環境整備の推進

基金、特別・企業会計の有効活用

- 基金の有効活用
 - ・ 特定目的基金の弾力的な運用
 - ・ 果実運用型基金の取崩型基金への転換
- 基金や企業会計等の資産による外郭団体等の負債処理の検討

- ◆ 特定目的基金とは、特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金で、現在19基金あります。
果実運用型基金とは、資金を積み立てて、その運用益(預金利子等)を財源に充てるために設置される基金で、現在8基金あります。
平成20年度当初予算においては、取崩型基金である「介護保険財政安定化基金」や新設する「後期高齢者医療財政安定化基金」の積立金の財源として、果実型運用型基金である「高齢者保健福祉基金」の財源を活用します。

財政指標の目標と財政収支見通し

財政構造改革の目標

【基本目標】

- 県債発行の抑制
 - ・ 将来の県債残高の増嵩を抑えるため、毎年度の県債の発行を抑制し、平成22年度までに残高が増加しない財政構造の確立を目指す
- 基金残高の確保
 - ・ 基金残高について、少なくとも標準財政規模の5%程度、おおむね100億円以上の確保を目指す
- 財政指標の改善
 - ・ 地方財政健全化法に示す早期健全化基準の指標を上回るとともに、中長期的に全国中位程度以上の水準を目指す

◆ 県債発行額・残高の推移

(単位：億円)

年 度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度(見込み)	H20 年度(見込み)
発 行 額	856	801	778	739	678	660
年度末残高	7,255	7,444	7,635	7,808	8,004	8,134

※ 18年度までは実績、19・20年度は見込み

※ NTT債（特定資金公共事業債）は除く

◆ 基金残高の推移

(単位：億円)

年 度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度(見込み)	H20 年度(見込み)
年度末残高	400	365	356	333	266	193

※ 18年度までは実績、19・20年度は見込み

◆ 基金残高の目標額

財政調整基金等の残高に関する基準は特にありませんが、地方財政健全化法に基づき、実質赤字比率が標準財政規模の5%（福井県では約100億円）を超えると財政再生団体に陥ることから、この額を最低限確保することを目指します。

◆ 地方財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)に定める基準

P.23を参照

◆ 財政収支見通し(プラン項目を実施した場合)

(事業費ベース)

(単位:億円)

年 度		H19年度 (6月現計)	H20年度 (当初予算案)	H21年度	H22年度
入	歳入				
	県税	1,164	1,158	1,100	1,045
	地方譲与税	22	22	110	195
	地方交付税	1,178	1,145	1,190	1,240
	国庫支出金	755	693	660	625
	県債	678	660	670	600
	その他	867	885	900	835
計 ①	4,664	4,563	4,630	4,540	

出	歳出				
	人件費	1,285	1,275	1,265	1,260
	公債費	685	686	725	765
	社会保障関係費	357	367	380	395
	投資的経費	1,265	1,112	1,130	1,000
	その他	1,157	1,196	1,180	1,155
計 ②	4,749	4,636	4,680	4,575	

財源不足額 ①－② (=基金取崩額)	△85	△73	△50	△35
年度末の 財政調整基金等残高	266	193	143	108

年度末の県債残高	8,004	8,134	8,228	8,211
----------	-------	-------	-------	-------

[財政収支見通しの試算条件]

<歳入>

- 県税・・・平成20年度の予算額をもとに国の名目成長率を参考として、2.0%の伸び率により試算
平成21年度からは地方法人特別税の創設影響を試算
- 地方譲与税・・・平成20年度の地方財政計画をもとに試算
平成21年度からは法人特別譲与税の創設影響を試算
- 地方交付税・・・平成20年度の地方財政計画をもとに試算
平成21年度以降の公債費支出や県税収入の見込みを含めて試算
- 国庫支出金・・・公共事業等や社会保障関係費等の見込みにより試算
- 県債・・・普通債は、公共事業等の見込みにより試算
臨時財政対策債は、平成20年度の地方財政計画をもとに試算
- その他・・・平成20年度の予算額をもとに今後の事業計画を含めて試算

<歳出>

- 人件費・・・平成20年度の職員数をもとに職員削減計画等を反映して試算
給与改定率は0%とし退職手当は各年度の退職者見込数により試算
- 公債費・・・県債の償還計画により試算
今後発行の県債については、金利2.0%で試算
- 社会保障関係費(福祉、医療、介護等)
・・・平成20年度の予算額をもとに国の推計(地方分)伸び率(3.75%)により試算
- 投資的経費・・・平成20年度の予算額をもとに、補助・単独公共事業について抑制を図ることとして試算
- その他の経費・・・平成20年度の予算額をもとに今後の事業計画を含めて試算

◆ 「福井新元気宣言」実現のための財源確保策

(一般財源ベース)

(単位:億円)

項 目	H19年度 (実績)	H20年度 (予算)	H21年度 (計画)	H22年度 (計画)	計
歳出の削減 A	12	34	36	38	120
(1)成果主義に基づく事務事業のスクラップ	12	26	22	20	80
事務事業・補助金の見直し	12	26	22	20	80
(2)人件費の抑制	(44) 0.3	(49) 3	(67) 7	(85) 9	(245) 19
一般行政部門職員のさらなる削減		3	6	8	17
知事等の給料月額削減	0.1	0.1	0.1	0.1	0.4
管理職手当等の見直し	0.2	0.8	1.0	1.3	3.3
(3)その他		5	7	9	21
外郭団体等の効率的な経営		2	3	4	9
職員公舎の有効活用		1	1	1	3
情報システムの最適化		0.5	1	1	2.5
一括入札等契約方法の見直し、 行事開催の見直し等		1.5	2	3	6.5
歳入の確保 B	4	10	8	8	30
(4)財産売却等による歳入の確保	4	10	8	8	30
県有地等の売却		1	1	1	3
電源三法交付金等の活用	4	9	7	7	27
合 計 (A+B)	16	44	44	46	150

※ 「人件費の抑制」欄の()内の額は、平成17年4月1日を起点とした一般会計の職員削減および18年度の給与構造改革(給料表4.8%引下げ)等による削減効果の全体額です。(19年度には18年度実績(14億円)を含みます。)

※ 「人件費の抑制」における「一般行政部門職員のさらなる削減」については、目標上積み(削減率5.7⇒10.0%)による削減効果額分を「福井新元気宣言」の実現に活用します。